

○国立大学法人筑波大学職員の服務監督者に関する規程

〔平成16年5月27日〕
法人規程第23号

改正 平成16年法人規程第40号
平成17年法人規程第31号
平成18年法人規程第3号
平成18年法人規程第8号
平成18年法人規程第55号
平成19年法人規程第25号
平成20年法人規程第16号
平成20年法人規程第42号
平成21年法人規程第15号
平成22年法人規程第16号
平成23年法人規程第41号
平成24年法人規程第18号
平成24年法人規程第61号
平成25年法人規程第13号
平成25年法人規程第31号
平成26年法人規程第17号
平成27年法人規程第48号
平成27年法人規程第51号
平成27年法人規程第63号
平成28年法人規程第22号
平成28年法人規程第77号
平成29年法人規程第26号
平成30年法人規程第31号

国立大学法人筑波大学職員の服務監督者に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第9号）第3条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第14号）第3条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第19号）第3条第2項並びに国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第11号）第3条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第16号）第3条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第21号）第3条

第2項の規定に基づき、服務監督者となるべき者について定めるものとする。

(服務監督者)

第2条 職員（非常勤職員を除く。）に対する服務監督者は、次の表の第1欄から第3欄までに規定する者とし、それぞれ同表の当該者の欄の右欄に規定する者の服務監督者となるものとする。ただし、同表の規定によることが適当と認められない場合は、個別に定めることができる。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学長	副学長、附属病院長及び附属学校教育局長（理事である者を除く。）	—	—
	調整官	—	—
	監査室長	監査室に所属する職員	—
	グローバル・commons機構の長	グローバル・commons機構に所属する大学教員及び研究職員（以下「大学教員等」という。）	—
		グローバル・commons機構担当課長	グローバル・commons機構に所属する職員
	アーカイブズ館長	アーカイブズに勤務する大学教員	—
	系長	系に所属する大学教員等	—
		技術室長	技術室に所属する職員
	国際統合睡眠医科学研究機構の長	国際統合睡眠医科学研究機構に所属する大学教員等	—
		事務部門長	国際統合睡眠医科学研究機構に所属する職員
	教育研究施設（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設を除く。）の長	教育研究施設（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設を除く。）に所属又は勤務する大学教員等	—
		技術室長	技術室に所属する職員
	担当大学執行役員	エリア支援室長	エリア支援室に所属する職員
		支援室長	支援室に所属する職員
	附属図書館長	附属図書館副館長	—

	特別な組織の長	特別な組織に所属又は勤務する大学教員等	—
	事業費により措置する教育研究組織等の長	事業費により措置する教育研究組織等に所属又は勤務する大学教員等	—
担当副学長	大学本部等において勤務する教員等	—	—
	副学長直属の室（国際室を除く。）の室長	副学長直属の室（国際室を除く。）に所属する職員	—
	国際室長	国際室担当課長	国際室に所属する職員
	本部部長（相当する職を含む。）	課長又は室長（相当する職を含む。）	課又は室（相当する組織を含む。）に所属する職員
	特定の事項を所掌させるため学長が告示する職のうち、本部部長に相当するもの	—	—
附属病院長	病院総務部長	課長	課に所属する職員
	診療部門に置かれる部の部長	部に所属する職員	—
	診療部門に置かれる部に所属していない職員	—	—
	教育研究施設の長	教育研究施設に所属又は勤務する大学教員等	—
附属学校教育局教育長	附属学校教育局に所属又は勤務する大学教員等	—	—
	附属学校長	附属学校教員及び附属学校に勤務する研究職員	—
	理療科教員養成施設長	理療科教員養成施設に所属又は勤務する大学教員等	—
	教育研究施設の長	教育研究施設に所属又は勤務する大学教員等	—
系長	教育研究施設の長	教育研究施設に所属又は勤務する大学教員等	—

備考

- この表のエリア支援室長のうち、体育芸術エリア支援室長の服務監督者については、個別に定める。
- この表の「〇〇に所属又は勤務する大学教員等」には、教育研究施設及び理療科教員養成施設の担当教員表の専任教員及び兼任教員を含む。
- この表の「特別な組織」とは、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第35条の規定に基づき設置されるものをいう。

4 この表の「事業費により措置する教育研究組織等」とは、基本規則第75条の規定に基づき設置されるものをいう。

2 非常勤職員に対する服務監督者は、前項の規定を準用して、個別に定める。

(勤務時間管理員)

第3条 前条の服務監督者は、勤務時間、休憩時間、休日、休暇その他勤務時間に関する具体の業務を補助させるため、当該業務を担当する者を勤務時間管理員に指名するものとする。

2 前項の指名は、職員の勤務場所を考慮の上、職員の勤務状況が的確にとらえられる範囲において行うものとする。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平16.6.3法人規程40号)

この法人規程は、平成16年6月3日から施行する。

附 則 (平17.3.24法人規程31号)

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平18.2.23法人規程3号)

この法人規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平18.3.23法人規程8号)

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平18.11.20法人規程55号)

この法人規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平19.3.22法人規程25号)

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20.3.13法人規程16号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平20.6.12法人規程42号)

この法人規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平21.3.26法人規程15号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22.3.25法人規程16号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行し、第2条の表の学長の部にサイバニクス研究コアの長の款及び分子行動科学研究コアの長の款を加える改正規定は、同年3月10日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規程41号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規程18号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程61号）

1 この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学職員の服務監督者に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条の表の第2欄学内共同教育研究施設の項中「、アイソトープ総合センター」を削除する。

第2条の表のアイソトープ総合センター長の項を削る。

附 則（平25.2.28法人規程13号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規程31号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程17号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.5.28法人規程48号）

この法人規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27.6.25法人規程51号）

この法人規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27.9.24法人規程63号）

この法人規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28.3.24 法人規程22号）
この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.12.22 法人規程77号）
この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29.3.23 法人規程26号）
この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.22 法人規程31号）
この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。